

御案内！退職後の互助制度

互助組合では、退職後に加入していただける「退職医療制度」を設けており、退職後の医療費負担の軽減や人間ドック助成など、退職後の生活をサポートする事業を実施しております。

ぜひ、この機会にお知りおきください。

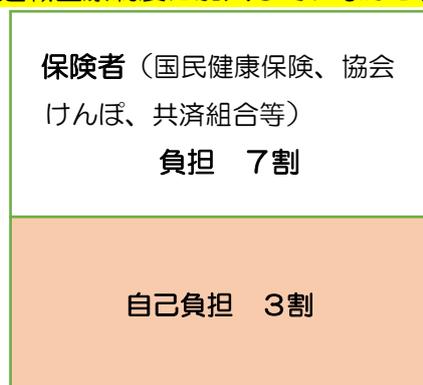
退職医療制度の主な事業

1 療養補助金（70歳まで）

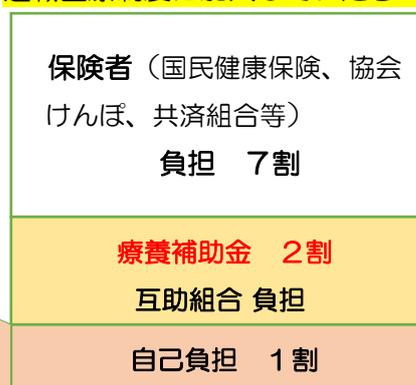
病院や薬局等を受診したとき、医療費総額の2割を給付します！（健康保険適用分に限りませう。）

※自己負担額が医療費総額の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付します。

退職医療制度に加入していなかったら…



退職医療制度に加入していたら…



互助組合が2割負担するから、組合員が負担するのは1割で済むんだね！

年齢が上がると通院回数も増える可能性が高いから、助かるね！



2 1日人間ドック助成（終身）

互助組合を通して人間ドックを申し込んでいただくと、毎年度1回12,000円を助成します！

広島県内18機関（令和6年度実施分）から選んでいただけます。

3 入院助成金（終身）

組合員が引続いて7日以上、保険医療機関で入院したとき、日額1,000円（1年度毎に最高60日分）を助成します！

その他、長寿年齢に達したときの祝金「慶祝金」、お亡くなりになったときの「死亡弔慰金」等を実施しています！

※慶祝金は、令和7年度から、70歳、77歳、80歳、88歳、90歳、99歳のいずれの年齢も一律1万円の給付に変更します。

加入のポイント

- 1 加入条件は、退職する日まで、互助組合の現職組合員であったこと！
退職時に45歳以上であれば加入できます。
- 2 退会給付金の対象者は、退会給付金を加入時の基準掛金に充当できます！（年齢に応じた基準掛金が必要です。）
- 3 退職して**30日以内（互助組合必着）**に「㊟退職医療組合員申出書」を提出してください。